

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

#### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年8月28日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求書の記載を要約すると、請求人は、中田中央公園の指定管理者が「隣接する柵で囲った買収済用地に「中田農園」なるものをこしらえて」実施した2024年の「さつまいも掘り体験」は、「指定管理業務以外の個別のレクレーション」であって「自主事業以前の問題がある」と主張しているものと解されます。

請求人は、事実証明書として「2024年11月15日」の「さつまいも掘り会」の写真を掲載していますが、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を掲示したものとは認められないことは、同請求人による令和7年6月30日付（同日受付）の住民監査請求に対して通知した「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和7年7月18日監監第414号）等のとおりです。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を掲示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていない

（裏面あり）

いと判断しました。

当監査委員は、これまで、複数回にわたり、同請求人から提出された中田中央公園に関する住民監査請求について、法の要件を満たした請求ではないとした判断を、監査委員の合議による結論として繰り返し通知してきました。

請求人が、過去に監査委員の合議により却下された住民監査請求と同様の事案について、先に提出した住民監査請求書に係る結果通知も待たずに同じ主張による請求を繰り返すことは、制度の濫用とみなされかねず、行政運営に著しい支障を及ぼす可能性があります。

住民監査請求制度は、市の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、市民が監査委員に対し、その監査と損害の補填等の措置を請求する制度であり、指定管理者及び所管部署とのトラブルの解決を目的とするものではないことを申し添えます。